

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため
次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 9月 28日 ~ 令和 9年 9月 27日までの 3年間

2. 内容

目標1：令和 7年 1月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 6年11月~ 所定外労働の現状を把握
- 令和 6年12月~ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 7年 1月~ ノー残業デーの実施

管理職への研修（年4回）及び社内広報・朝礼による社員への周知

目標2：年次有給休暇の取得日数について、該当者は1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 6年10月~ 有給休暇取得一覧により取得状況の確認を随時実施
- 令和 7年10月~ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 8年10月~ 社内広報により取得推進に向けて活動継続